

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年2月17日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

委 員	溝 尾 妙 子
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和3年2月17日(水) 午後3時30分から午後4時15分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 1 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 4 件、協議・報告 1 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (就任以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第 6 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第 5 号 令和 2 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第 5 号 令和 2 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。年度内の中途申請として、今回は 1 世帯の小学生 1 名について申請がありました。申請理由は、児童扶養手当を受給されている方ということです。資料の 1 ページに記載していますが、新見市就学援助規則第 6 条に準要保護の認定は、『その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の 1.5 倍以下』とされているところであり、資料の 2 ページに数値を掲載していますが、数値が 0.84 となっていますので認定が適当と考えています。ご承認をお願いします。この資料は、後ほど回収します。以上です。

正村教育長 ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第 5 号は承認とします。

次に、「議第 6 号」の説明をお願いします。

議第 6 号 指定学校変更申請の承認について

上田課長

議第 6 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は住所における指定学校変更ではなく、何らかの理由により、令和 3 年度からの指定学校変更を希望されている方の申請を一括して付議しています。この承認をもとに再度、就学通知を該当世帯や各学校へおこなうこととなります。資料 1 ページをご覧ください。1 番から 10 番までは、来年度小学校へ入学する児童になります。1 番は、帰宅先が祖父母の家であるため。2 番は、年度中途に変更後の小学校区に転居予定であるため、年度の最初から通学したいと希望されています。3 番も、帰宅先が祖母の家であるため。4 番は、放課後児童クラブの利用のため。5 番は、主たる生活圏と判断されるためということですが、これは、両親が勤務している場所に帰宅するということです。6 番及び 7 番も、帰宅先が祖父母の家であるため。8 番は、年度途中に変更後の小学校区に転居予定であるため。9 番は、放課後児童クラブの利用のため。10 番も、先々に転居する予定であり、帰宅先が祖父母の家であるため。11 番は、転居により別の小学校区となったため、8 月にも指定学校変更をして承認いただいておりますが、引き続き卒業までの 1 年間は現小学校へと希望されています。以上 11 件につきまして、ご承認をお願いします。この資料も後ほど回収します。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

4 番と 9 番の子は、放課後児童クラブを利用したいためとありますが、放課後児童クラブはある程度の時間には閉めると思います。両親共働きで帰りも遅いこととなると、その子は家までどのようにして帰ることになるのでしょうか。

上田課長

放課後児童クラブにつきましては、おおむね午後 6 時 30 分までか午後 7 時まで開設しています。午後 4 時や午後 5 時までには迎えに行けないという意味での帰りが遅いということですので、午後 6 時 30 分や午後 7 時までには迎えに行ける状況であると、保護者の方は言われています。

松井職務代理者

放課後児童クラブが閉まるまでには、迎えに行ける状況があるということですね。

上田課長

そうです。

松井職務代理者	わかりました。
正村教育長	外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
長谷川委員	ご自宅が本来の指定学校付近にある場合は、スクールバスの利用はできないですよね。
上田課長	以前の教育委員会で、刑部小学校からのスクールバス乗車をご承認いただいたように、放課後児童クラブを利用するため、そこに行くためにスクールバスを利用する場合は、個別案件で教育委員会に付議させていただきますが、この場合の祖父母の家に帰るのは、徒歩だと思われれます。スクールバスに乗って祖父母の家に帰る場合は、この教育委員会に要望案件として、付議させていただくことになるかと思いますが、今回の指定学校変更申請の中では聞いていません。
長谷川委員	5番の方の両親は帰りも遅いと思われれますが、自宅から変更後の小学校まではどうされるのですか。
上田課長	指定学校変更をした場合、変更後の学校までは親御さんの責任のもとでの通学となっていますので、学校まで送って行かれるのではないかと思います。帰りは両親が働いている店舗まで帰り、店舗からは仕事が終わった親御さんと一緒に帰られるのではないかと思います。
長谷川委員	わかりました。
正村教育長	外に委員の皆様から何かご質問がありますか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、議第6号は承認とします。 次に「議第7号」の説明をお願いします。

議第7号 新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について

上田課長	議第7号 新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきますので、資料をご覧ください。この変更につきましては、以前この教育委員会で、来年度の春休み・夏休み・冬休みについて、校長先生方から答申をいただいたため、それに基づきこういう変更をさせていただきたいという話はさせていただいたと思います。その根本となる規則改正について、ご承認いただきたいと思いますのですが、ひとつお詫びさせていただきたいのは、以前お話しさ
------	---

せていただいた内容とは少し変わっていることです。変わった点としては、小学校と中学校では夏休み期間が異なっていたと思います。教育長も代わられ、やはり休業日は、小学校と中学校は統一すべきという判断をいただいたため、夏休みを中学校に合わせました。資料1ページに記載しているとおおり、学年始め休業日は4月1日から7日までの7日間、現在は4月1日から4月5日までですから少し延長しました。先ほど申し上げたとおり、夏季休業日が小学校と中学校で異なっていたものを中学校にそろえ、7月20日から8月27日までとしています。冬季休業日については12月25日から1月5日までとしています。学年末休業日は3月26日から3月31日までとし、現在は3月27日からですので、1日早めています。このため学期としては、第3条第1項の各号にあるように学期の期間も変わってきます。2ページに新旧対照表を掲載していますので、現在との相違がわかるかと思えます。校長先生方からの答申をいただき、基本的には授業日数の確保を最優先に考えて、地域との協議もしていただき地域の考えも踏まえて、最終的には教育委員会事務局で案をつくらせていただきました。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

学校管理規則そのものを読んだことはないのですが、学期や休業日の定めというのは、地域や学校の実情等に応じて、ある程度弾力的な運用というのが認められると思うのですが、そういうことのただし書きは、学校管理規則の中にあるのでしょうか。

上田課長

学校管理規則は教育委員会が定めるものですが、この根本となるのは、学習指導要領による標準授業時数だろうと我々は思っています。その標準授業時数を担保できる授業日数が確保できるのであれば、学校を設置している各市町が、学期と休業日を定めるものです。ちなみに県内では1学期が4月7日から始まる市町が多く、4月8日から始まる市町は本市と新庄村です。夏休みは、7月20日からとする自治体がほとんどで、終わりの日付は結構ばらばらです。12月22日から24日に2学期の終業式をして冬休みに入る自治体が多く、本市では1月7日までですが、県内では3学期始まりが早い市町が多かったと思います。標準授業時数が担保できるのであれば、柔軟に決定ができるものと認識しています。

松井職務代理者

そのことについては、わかりました。ここに規定されている休業日のほか、学校の実情に応じて校長の判断で休業日にするという規定はあるのでしょうか。

上田課長	資料2ページ新旧対照表の第5条第4号は、この部分を改正していないため「(略)」と記載していますが、この第4号に「前3号に定めるもののほか、校長が特に必要があると認め、休業日届によりあらかじめ教育委員会に届け出た日」という規定があり、校長がその状況によって申請することにより、休業日をつくることのできるというものです。しかしながら、小学校あるいは中学校において、休業日の日にちをばらばらに変えることはやめようと校長会で申し合わせていると聞いています。小学校全体で1日ずらすとか、中学校全体で1日ずらすということはあるかもしれません。変更は可能としています。
松井職務代理人	例えば、寒さの厳しいところは、夏休みを短くして冬休みを長くするとかは、かつてあったように記憶しているのですが。
正村教育長	一番わかりやすいのは、農繁休業や厳寒休業などがありました。授業時数が担保できるのであれば、そういう休業日も可能です。
上田課長	規則上では、できることとしています。保護者同士がつながっているため、学校によって夏休み等の期間が違うことについての話が出ることを先生方は気にされていて、そろえようという意識が強いのではないかと思います。
正村教育長	私が新採用の頃は、農繁休業や厳寒休業を取っていない学校もありましたが、今はそういうことで、ほぼ統一されているような状況です。かつては、地域性等によって休業日がありました。
松井職務代理人	わかりました。
正村教育長	外に委員の皆様から何かご質問がありますか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	それでは、議第7号については承認といたします。 次に「報第1号」の説明をお願いします。

報第1号 新見市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について

田中課長	報第1号 新見市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について説明をさせていただきますので、資料の2ページをご覧ください。 2月15日付で大森副市長が退職しました。副市長が不在となることから、決裁区分が副市長であるものについて、総務部長を決裁者とするもので、急遽規程の一部改正をすることとなりました。期間は退職日の翌日から年度末ということで、令和3年2月16日から令和3年
------	---

3月31日までです。副市長の決裁案件としましては、予算項目で歳出予算の流用及び移用であり、通常の事務ではなく、どうしても必要な重要な案件で50万円以上の予算金額を動かす場合です。この際に決裁者を総務部長とする読み替え規定を附則で規定するものです。当然ながら、読み替え期間が終了した令和3年4月1日からは、この要綱は元に戻ることであります。以上です。

正村教育長

ただいまの報告について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理人

資料の2ページ新旧対照表についてお聞きしたいのですが、変わった部分は附則に読み替え規定を作ったということですね。別表の2予算(3)イの部分については変更していないと思われませんが、改正前では「50万円未満」とあり、改正案では「50万円」となっていますが、何か理由があるのでしょうか。

田中課長

申し訳ありません。資料の作成ミスで改正案の部分も「50万円未満」が正しいので、資料の訂正をお願いします。

松井職務代理人

了解しました。

正村教育長

ご指摘ありがとうございます。申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

正村教育長

2月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時15分)